

生保裁判連第二回総会・交流会

第四号 一九九七・二
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-2244)

新た広がりの中で開催

1、去る一月一〇日に福岡市福岡県教育会館において全国生保裁判連第二回総会と交流会が開催されました。

昨年一〇月八日に結成された連絡会は、生活保護行政を中心とした社会保障分野の国の動きや裁判の動向をできるだけ把握し、それを情報として会員に提供するためニュースを随时発行してきました。さらには、「これでわかる生活保護争訟のすべて」を編集し、普及することもできました。

この間、東京地裁においてホームヘルパーの派遣を巡り、一部勝訴の判決を勝ち取ったり、名古屋地裁において野宿者に対する生活保護不支給決定を取り消す勝訴判決が言い渡されなど際立った前進もありましたが、他方で東京都新宿区において野宿者を強制撤去させる暴挙が強行されたり、東京都豊島区で母

子餓死事件が発生するなど生活困窮者の生存権を踏みにじられる事態も発生しています。

2、第二回総会・交流会は「こげんこつは許されん。福岡で必ず裁判に勝ちまっしょ」というスローガンのもとで、福岡地裁（増永訴訟）と福岡高裁（中嶋訴訟）で争われている二つの生活保護訴訟の勝利を目指し、全国から九九名の参加者を得て大いに盛り上りました。

参加者は一五都府県にまたがり、弁護士、自治体ケースワーカー、研究者、学生、院生、生健会会員のほか支援者や社会福祉士など、多彩な顔触れとなりました。今回初めて参加しているただいた弁護士やケースワーカーも多くの運動の広がりを実感しました。総会・交流会でした。

中川先生は、ケースワーカーの役割を中心に以前と今日の福祉事務所が大きく様変わりしたことを自己の経験から話されました。今日の保護行政がいかに歪められてきたかを如実に知ることのできる講演でした。午前中の最後は、福岡県生健会の小林良和会長から「こげんこつは許されん。福岡の生活保護」という演題で、特別講演を受けました。

3、総会は、林健一郎代表委員の歓迎を兼ねた開会の挨拶で始まり、事務局長から連絡会の活動

流がなされました。そして、三時から再び全体会を開き、分科会の報告を受けた後、小川政亮代表委員からまとめの発言をいたしました。小川先生は、今日のように生活保護裁判が全国で多数提起されている状況を戦後三番目のうねりであると特徴

づけられました。最後に、事務局長から今後の活動方針と役員体制（昨年と同じ）が提案され、参加者全員で提案を確認し、第二回全国生活保護裁判連絡会総会・交流会が成功裏に終了しました。

(事務局長 竹下)

分科会で紹介された審査請求の事例

福岡市東区の田中俊子（五七歳）さんは、中学校一年生の子どもと一人暮らしの母子家庭です。骨折後の腰痛などではたらけなくなつたため、一九九六年六月二八日、福岡東福祉事務所に生活保護の申請を行いました。

同福祉事務所は、申請から六二日経過した八月二八日、「医師の検診を受けていただきましたところ、あなたには稼働能力があると認められましたので、今回の保護申請については却下します」を理由とする保護申請却下通知書を送付してきました。

その結果、福祉事務所は審査の指導により、一月五日、八月三〇日の再申請に関する保護を決定し、八月、九月、一〇月、一一月の扶助費五六万六千円を支給しました。

田中さんは八月三〇日、生活保護の再申請を行ったとともに、九月四日、保護申請却下の取消を求めて福岡県知事に不服審査請求を提起しました。同審査請求に対し、処分庭である福祉事務所は、病気を理由にした保護申請は、検診の結果、稼働能力を有すれば申請を却下できるとする弁明を行ってきました。審査請求代理人は、反論書を提出するとともに、田中さんを中心口頭意見陳述を行い聞きました。

田中さんは八月三〇日、生活保護の再申請を行ったとともに、九月四日、保護申請却下の取消を求めて福岡県知事に不服審査請求を提起しました。同審査請求に対し、処分庭である福祉事務所は、病気を理由にした保護申請は、検診の結果、稼働能力を有すれば申請を却下できるとする弁明を行ってきました。審査請求代理人は、反論書を提出するとともに、田中さんを中心口頭意見陳述を行い聞きました。

(1)

第一分科会のまとめ

自動車・学資保険など「資産問題」について活発な議論

1. 約五〇名が参加、

2. 平田弁護士が中嶋訴訟の論点と現時点の訴訟の到達点について報告。

取消訴訟の門前払いは、「子どもは受給権者でない」とした点で、全く法律を理解しないものである。

損害賠償訴訟での総論での学資保険容認は当然とはいえ評価できる。しかし、目的外に使つたなどと被告の言い分を全面的に採用したことは論外である。

また、保護費を源資とした貯金について「再収入認定」を認めたことは、加藤訴訟からの明確な後退。絶対認められない。

中川健太朗証人尋問でひっくりかえしたい。

3. 林弁護士が増永訴訟について報告。

「車の保有、借用、仕事以外での運転禁止」という指導指示

に反したとして保護廃止された。現在三人のケースワーカーの証人尋問を終了したが、「何で借用が駄目なのか」、被告は法的根拠を示せないでいる。いよいよ一二月には課長を引きずり出す。それが山場。

②神戸、震災を巡る状況

「被災者の手持金については七〇万円まで収入認定除外」というのが新聞に出たが、内部的な通達で支援団体などが横につ

4. 事務局員から実施要領上の資産の取り扱いの到達点、問題点について別紙レジメを使い報告。

①金沢高訴訟

脳性麻痺の重度障害者について県の身障害者扶養共済・月二万円を生活保護で収入認定したのは違法として提訴している。

自営業者が疾病等によりうまくいかなくなり破産。息子は福岡大学を中退して働くも生活がやつていけないため保護申請したが、「ローン付住宅は保護できない」と申請すら受理せず。本人は「自殺して生命保険金が入れば」との思いから自らの命を絶った。抗議と「保護せよ」と申し入れている。

- が、日本では異常なまでに強化されるなど歴史の逆転現象が起こっている。少し冷静に諸外国の制度を見て見れば分かるはず。借用した車を問題にしたり被災者を蹴落とすなど考えられない事態。

例えば増永訴訟で「車に乗らないうよう尾行しました」「医者にいくのも遊興の一つです」とケースワーカーが堂々と証言している。とんでもない偏見（ステイグマ）をはびこらせて制度への接近を拒むやりかたを国はとっているが、現行制度を前提にしたとしても明らかに違法である。

法律や権利に対する基本的理解をさせないよう生活保護運用をしているのが最大の問題。しかしそ訴訟になるともたない。ソーシャルアクションを起こし、社会的に訴えることが是非必要。この総合の意義もそこにある。

めに用意したはずの百部の資料は午前中にはほぼ底をついてしまい、資料を余分に欲しいと言わされた方から回収する始末でした。この場を借りて、総会の成功に奮闘された福岡の生健会、弁護団はじめ関係者に感謝申し上げます。▼他方、一面の記事で竹下弁護士も指摘しているように全国的な新たな広がりもありました。総会の成功が、二つの裁判を闘っている現地福岡の生健会、弁護団に大きな励ましとなつたそうです。参加されたすべての皆様に心からの感謝を申し上げたいと思います。▼さて、随分先の話で恐縮ですが、一面のお知らせの通り、第三回総会を横浜で開催する予定です。横浜では、ケースワーカーを中心にして“福祉一一〇番”の開設と結びつけて準備をすすめていただけるとのことです。関東近県の皆様には是非ともご協力を願いしたいと思います。

6. 尾藤弁護士のまとめ
補足性の原則というのは、
公的扶助にとって克服すべき
和していくべき原則である。

▼実は、生保裁判連第一回
総会は“予想外の盛況”で
した。事前の予想では現地
から三〇名程度、他府県は
三〇名程度とみていました。
最悪の場合、事務局と現地
との“交流会”程度に考え
ていました。ところが、い
ざふたを開けてみると、多

意したはずの百部の
にほぼ底をついてし
余分に欲しいと言わ
収する始末でした。
て、総会の成功に奮
いの生健会、弁護団は
感謝申し上げます。
吉の記事で竹下弁護士
るよう全国的な新
ありました。総会の
の裁判を闘っている
健会、弁護団に大き
ったそうです。参加
の皆様に心からの感
たいと思います。
先の話で恐縮ですが、
せの通り、第三回総
催する予定です。
ースワーカーを中心
〇番”の開設と結び
すすめていただける
。関東近県の皆様に
協力をお願ひしたい

第二分科会のまとめ

「生活保護争訟のネットワークづくり」をめぐつて交流

第二分科会は、「生活保護争訟のネットワークづくり」と題して行われた。

参加者は、約四〇人ほどで、福岡県生健会のメンバーからの報告と、林訴訟を支える会のメンバーからの報告を受けた各地の取り組みや経験の交流が行われた。

福岡県生連のレポートでは、争訟を提起する場合、被保護者の側の次のような困難や悩みがあることとがリアルに報告された。「担当ケースワーカーに恨まれるのではないか。他のことでいじめられないだろうか。どうせ勝てないようないだろか。どうせ勝てないようないなあ。」しかし福岡でこの間、中嶋訴訟や増永訴訟の他にもいくつも審査請求を提起する中で、成果を上げていることも報告された。

林訴訟を支える会からは、一〇月三〇日の地裁勝利判決を受けてこの一審勝訴を支えたものとして当事者・運動団体・そして弁護士・ケースワーカー・研究者等のネットワークの広がりがあったという

意気高いレポートが行われた。

そして、ネットワークづくりのポイントとして、「あらゆる機会・情報を活かす努力。先入観を持たずに誰にでも働きかける。裁判ニュースの発行（情報提供）。足下を固める。当事者が主体の運動を。署名と募金は成功。」という指摘とともに、「各地の訴訟母体の間でニュース機関紙の交換をしたい。」という提案がされた。

これを受けて会場から、神戸のゴドワイン訴訟、神戸のケースワーカーの配置転換を争っている状況の報告があった。

金沢での就労能力有りとして生年金障害者を無くすための取り組みの紹介、大阪での社会保障社会定を求めて争われている事例の紹

介や、受給権者の立場に立とうとするケースワーカーの身分保障をめぐつての発言等、多様な実践の紹介と議論が行われた。どう「金・人・情報」を確保していく上で、いくのか、もっと交流を深めたい

争訟を積極的に行つていく上で、紹介と議論が行われた。

論点も多かつたが、当面、各地で取り組まれている審査請求段階の実践事例集を作つて情報交流をすることを確認して、二時間半の議論を終えた。

（事務局 木下）

1996.11.24付
「生活と健康を守る新聞」
(全生連機関紙)より

全国生活保護連絡会

人との権利のみどり!

国民のなかに共同の輪を もつと広げよう



生活と健康を守る会の会員も多数参加。日々の活動にそくした発言もあり、熱心に学び交換しました

相次ぐ怒りの発言 人権を無視した行政を正せ

「全国生活保護連絡会」の会場からは、「子どもの虐待に対する対応は親の切実な願い。生活保護法の改正はまだ」「行政の弁護団からは「福岡の自立はこの世の中の自立は

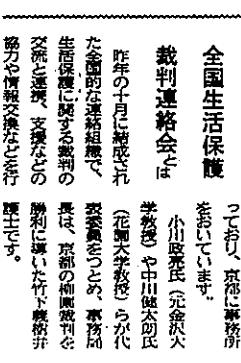
相次ぐ怒りの発言
人権を無視した行政を正せ

今求められている 考え方の転換

論点も多かつたが、当面、各地で取り組まれている審査請求段階の実践事例集を作つて情報交流をすることを確認して、二時間半の議論を終えた。

（事務局 木下）

1996.11.24付
「生活と健康を守る新聞」
(全生連機関紙)より



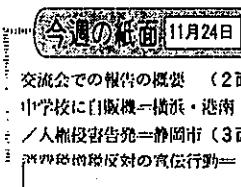
人間らしく生きるには

「全国生活保護連絡会」の会場では、「子どもの虐待に対する対応は親の切実な願い。生活保護法の改正はまだ」「行政の弁護団からは「福岡の自立はこの世の中の自立は

今求められている 考え方の転換

論点も多かつたが、当面、各地で取り組まれている審査請求段階の実践事例集を作つて情報交流をすることを確認して、二時間半の議論を終えた。

（事務局 木下）



人間らしく生きるには

「全国生活保護連絡会」の会場では、「子どもの虐待に対する対応は親の切実な願い。生活保護法の改正はまだ」「行政の弁護団からは「福岡の自立はこの世の中の自立は

今求められている 考え方の転換

論点も多かつたが、当面、各地で取り組まれている審査請求段階の実践事例集を作つて情報交流をすることを確認して、二時間半の議論を終えた。

（事務局 木下）

一〇月三〇日、名古屋地方裁判所は林訴訟について、原告林勝義さんによる九三年七月三〇日の生活保護申請に対し、名古屋市中村区福祉事務所がした生活扶助・住宅扶助を含まない保護開始決定を取り消す。名古屋市長が原告に二五万円を損害賠償として支払うこと、を認めた判決を出した。原告の完全勝利である。

「う保護開始決定」は、取消すべき理由がある。

(2) 不法行為について

原告は申請当日に不服審査請求をすると伝えたのであるから、一四日以内に書面で保護開始決定通知をすべきなのに一ヶ月を経過した後なので、法二四条三項に違反する。保護開始決定は違法である。

一、判決の論点

(1) 保護開始決定の適法性

被告は「利用し得る能力を活用していない」と主張する。この「利用し得る能力を活用する」との意義は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、ユその稼働能力を活用する意志があるかどうか

2. 申請者の具体的な稼働能力を前提にすべき、3. 申請者の具体的な生活環境の中で実際に活用できる場があるかどうか、により判断すべきである。原告の場合は、野宿生活をしている日雇労働者である原告が、両足痛などの症状のある状態で就労先を見つけることは極めて困難な状態であり、利用できる稼働能力を活用していなかったとする被告の主張は誤りでありなされたく、生活扶助・住宅扶助を含まない、医療扶助のみとい

林訴訟第一審完全勝訴 林訴訟を支える会 藤井士郎彦

以上的事情を考慮すると、原告は、本件開始決定により、能力を活用しないと理由としており、かつ応急的に補足性の要件を満たしていないことを理由としており、かつ応急的に行なった医療扶助を廃止するため

が、廃止決定も稼働能力において補足性の要件を満たしていないことを理由としており、かつ応急的に補足性の要件を満たしていないことと認められる。

(3) 訴えの変更の適法性

当初の請求は、保護開始決定の中に生活扶助・住宅扶助が含まれ

あつた。原告は、保護申請後も野宿をせざるを得ず、食事も余りとれず、仕事も九月末まで見つかなかつた。

二、判決の特徴・意義

(1) 当たり前のことであるが、稼働能力があり、能力を活用しようとする意志がある場合、その人の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用する場がなければ、保護の要件があるとしている。

全国的に失業を理由とする生활保護が認められにくく、「住所不定者」に対しては「稼働能力があるから」という理由で生活保護が認められない状況である中で、判決でこのように明確に述べたことは、非常に意味がある。また、野宿者が増えていく事実を重く見ており、不況を考慮すべきと示唆していることも注目すべきである。

なお判決は、稼働能力を活用する意志がある場合について被告の判断が適法かどうかを判断

していないことの違法確認を求めるものであり、本件開始決定そのものの違法確認を求めるものであると言える（もつとも、行政事件訴訟上、行政庁を被告として、そのと推認できるから、被告においては、他の要件は満たしていたものと推認できるから、被告においては、本件開始決定の取消を請求するものであり、訴訟物は、本件開始決定の決定の違法性である。従つて、両請求は実質的に同一であるから、訴状受付の時点で変更後の請求により訴えの提起があつたものと見ることができ適法である。

(3) 名古屋市民生局の「住所不定者」に対する差別的な保護行政については、被告が審査請求・訴訟上は、一切「住所不定者」である点を主張しなかったので直接的な争点にならなかつた。

従つて判決は直接的にそのことを批判していないが、何よりも、判決は野宿を強いた林さんについても生活保護法に従つて通常通り適用しなさい

と言つてゐるのであり、そのことによって「住所不定者」を保護の対象としないという全国的な保護行政の現状を告発しているといえる。

全国的に失業を理由とする生활保護が認められにくく、「住所不定者」に対しては「稼働能力があるから」という理由で生活保護が認められない状況である中で、判決でこのように明確に述べたことは、非常に意味がある。また、野宿者が増えていく事実を重く見ており、不況を考慮すべきと示唆していることも注目すべきである。

三、今後について

事実と法解釈からすると、極めて当たり前の判決であるにもかか

わらず、名古屋市当局は控訴した。全く許せない。この三年間、「住所不定者」に関する生活保護に関して全国的に大いに関心を呼び、認識が深まり、各地で生活保障の闘いが進んでいる。我々としてはこの判決の内容と意義を全国に知らせ、更に名古屋市保護行政の違法性を明らかにしつつ、窓口における闘いや法的な闘いを平行してすすめたい。

(2) 判決は、一四日以内に決定通知書を渡さない場合は、損害賠償請求の対象になり得ることを確認した。適正な保護だけでなく、適正な手続きも重要なのである。